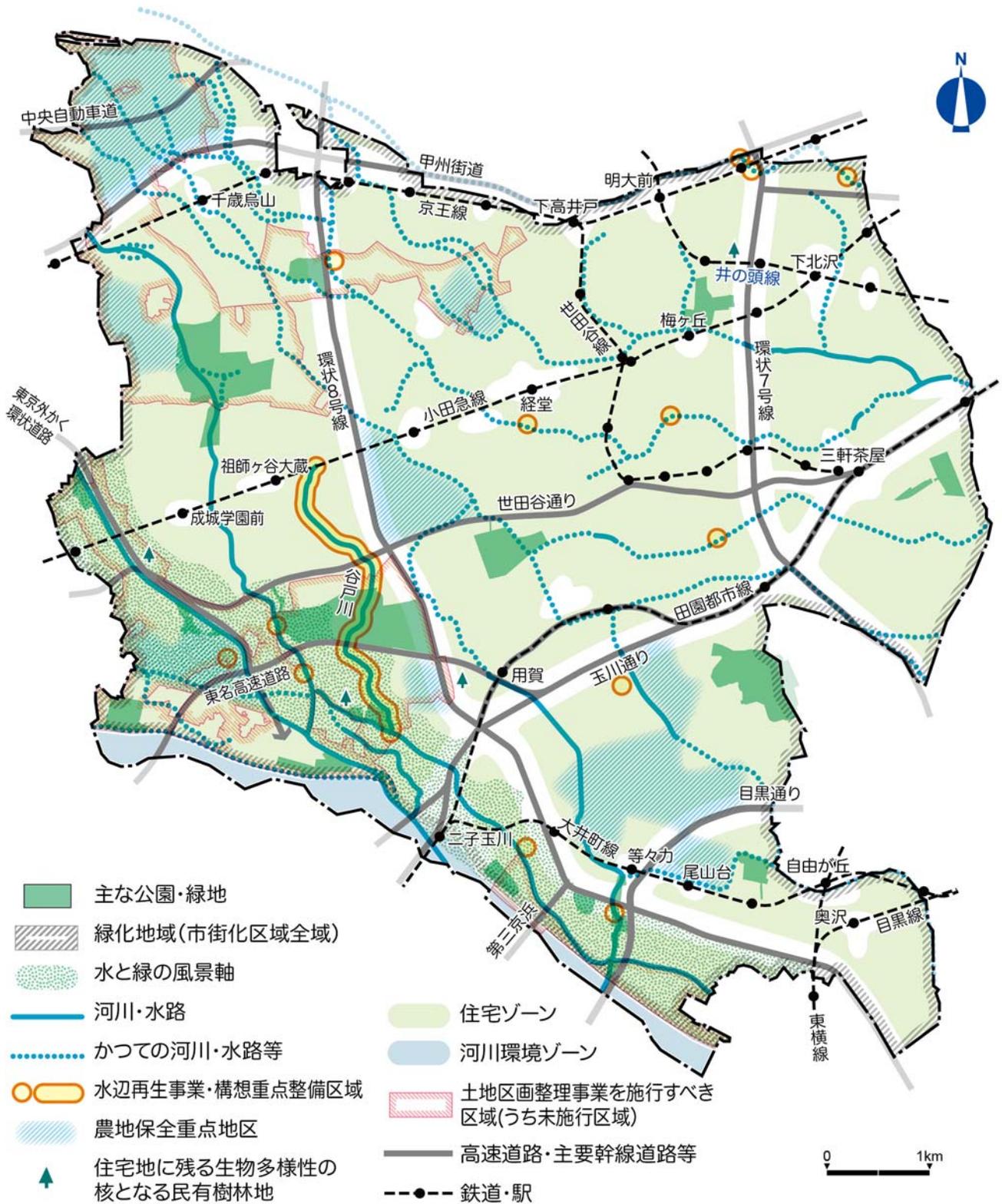


「Ⅱ. みどり豊かで住みやすいまちをつくる」方針図



(1) みどりとみずを保全し、再生・創出する

「世田谷みどり33」の達成をめざして、国分寺崖線や多摩川、農地、公園・緑地などまとまったみどりとみずの空間について、緑道や街路樹、河川、敷地内のみどりなどでネットワークの形成を図り、多様な生物が生息できる緑環境と水環境の創出を図ります。

①みどりを守り育てる

【公共用地と民有地のみどりの保全、再生・創出】

- 公園・緑地の整備・改修にあたっては自然環境や景観の保全に努めます。また、都市計画道路や主要生活道路の整備にあたっては道路の緑化に努めます。
- 公共施設について、小空間や駐車場の緑化、区立小・中学校の屋上・壁面緑化や校庭芝生化など緑化を進めます。
- 屋敷林をはじめとした民有地のみどりを保全するため、保存樹林地・市民緑地・特別緑地保全地区制度など各種制度を活用します。また、民間住宅等の建築に際してみどりを保全・創出するため、緑化地域制度の活用や条例による緑化指導などを進めます。
- 農地保全のため、農地の生産緑地地区への追加指定を進めるとともに、農地保全重点地区を中心に都市計画公園・緑地に指定し、農業公園などとして整備を進めます。
- イベントや講習会、実践学習、花苗の購入などにより、みどりの街づくりの普及啓発を進めます。

【みどりの質の向上】

- 多様な生物が生息できる空間を広げるため、住宅の庭木や住宅地に残る生物多様性の核となる民有樹林地や公園・緑地のみどりを保全し、これを相互につなぐ国分寺崖線や河川・緑道などのほか、幹線道路沿道や住宅地等において連続した緑化を進め、みどりとみずのネットワーク形成を図ります。
- 公共空間において身近に感じることのできるみどりを創出しまちの美観を高めるため、駅やバス停、道、公園などは、施設や設備の緑化、シンボルツリーや花壇の設置などを進めます。
- 公共施設や民有地の接道部における生垣や壁面緑化などの推進を通じ、目に触れるみどりや身近に感じられるみどりを増やします。
- 地域ぐるみの緑化によるみどりの街づくりを進めます。また、環境の維持・改善、防災、健康および教育などに寄与する、みどりの多様な機能に配慮した質の高い緑化を進めます。

②みずを守り育てる

【水辺の再生と親水空間の整備】

- 国分寺崖線や多摩川、野川、仙川、中小河川を中心に、かつての姿を意識した水辺の再生整備に取り組みます。また、整備にあたっては水辺をより身近に感じられるよう地域の特性にあった親水空間を確保できるように配慮します。

【湧水・地下水のかん養・保全】

- 湧水・地下水の一層のかん養・保全のため、道路・公園その他の公共施設敷地内や民有地において雨水浸透施設の設置を進めるとともに、自然のみずとのふれあいの場や災害時のみずの供給源などとして活用します。

③誰もが利用できる公園や緑地、広場を確保する

- 公園や緑地は、計画的な整備により適正な配置と面積を確保します。また、みどりのネットワーク形成や多様な生物を育む場、風景を守り育てる場であることを踏まえつつ、地域の特性にあった整備を進めます。
- 公園や緑地、広場は、誰もが利用できる場とするため、ユニバーサルデザインによる整備を進めます。また、より区民に愛される公園とするため、計画や整備・改修、管理運営への区民参加を進めます。

(2) より住みやすい住環境を確保する

①世田谷らしい住みやすい住宅地を形成する

- 良好な住環境を維持し、世田谷らしい住みやすい住宅地を形成するため、住居系の用途地域内の宅地・建物に関して、建築物等の高さの最高限度や敷地面積の最低限度など、新たな規制の導入を進めます。
- 都市の風致を維持するため風致地区制度を活用し、都市の中に自然環境を持つ良好な住環境を確保します。

②地区特性に応じたみどり豊かな住宅地整備を進める

- 以下の各地区においては、地区計画制度などの活用により地区の特性などに応じた住宅地整備を進めます。

【都市基盤が整った地区】

- 都市基盤が整った良好な住環境に恵まれた住宅地は、現在の環境を維持するとともに、より高い水準の住環境を実現するため、敷地内緑化に加え、みどりが調和した街なみ形成による景観の向上を図ります。また、地区特性にあった街なみ保全のルールづくりを進めます。
- 土地区画整理事業等により都市基盤が整った地区は、住環境の維持・保全を図るため、建築に関するルールづくりを進めます。
- 都市基盤は比較的整っているが、単発的な開発行為や建築物の規模・用途の混在などの発生が予想される住宅地において、個々の建築行為や開発行為は周辺環境に配慮し街なみ向上に寄与するよう誘導し、そのことによる改善の積み重ねを地区全体に広げます。

【都市基盤整備に課題のある地区】

- 東名ジャンクション周辺地区など、都市基盤整備事業に伴い周辺土地利用の改変が想定される住宅地の整備にあたっては、周辺環境に配慮しながら、整備される道路や公園などの配置と規模にあった都市計画の変更などにより、適正な土地利用を誘導します。
- 今後、建て替えが見込まれる比較的大規模な公的団地や国家公務員宿舎などは、建て替えに合わせて周辺環境や周辺地域への貢献を誘導し、基盤整備や公園の充実、緑化を進めます。また、周辺住宅地も含めた街づくりを進めます。

○区西部など市街化が先行し基盤が未整備で農地が点在する住宅地は、基盤未整備地区の解消のため、従来からの土地区画整理事業に加えて地区計画制度の導入を進めます。また、農地保全に努めるものの農地を宅地化する場合は、地区の特性に応じた良好な住環境の形成に必要な基盤整備を一体的に進めます。

③歩行者主体の安全で快適な生活道路を整備する

○通り抜け車両による住環境の悪化を防止するため、都市計画道路を中心に適切な道路ネットワーク形成を図ります。また、主要な生活道路の歩行空間を充実するため、交通安全施設の整備や道路の整備・改修に合わせた歩道整備などを進めます。

○狭あい道路は、通風や日照などの住環境の改善、緊急車両の通行の確保、日常のサービス交通の確保などのため、拡幅整備を進めます。また、安全で快適な歩行環境を確保するため、ブロック塀の改善(生垣化)などを進めます。

④公害のない環境をつくる

○自動車や二輪車の渋滞による排気ガスを低減するため、道路ネットワーク形成や交差点の改良などを進めます。また、交通騒音・排気ガスによる健康や日常生活への影響を低減するため、主要幹線道路・地区幹線道路およびその沿道は、舗装の改善や大気環境改善効果の高い植栽などを進めます。

(3) 誰もが住める住まいを確保する

①地域と連携した取り組みを進める

○高齢者居住を継続するため、自治会等と連携した見守りネットワーク形成を図ります。

○分譲マンションの適切な維持管理のため、管理組合ごとで情報交換する交流会などの活動を進めます。また、良質な住宅の確保のため、住宅性能表示、リフォームの履歴情報の活用、地域の住宅関連事業者との連携などを進めます。

②子育て世帯や高齢者、障害者、外国人などへのニーズに対応する

○住宅のユニバーサルデザインによる整備を進めます。また、子育てしやすい住宅、単身者用住宅など多様な住まいづくりを進めます。また、公的住宅ストックを有効活用します。

③地域に開かれた住まいをつくる

○地域の交流の場として活用されている地域共生のいえなど、地域に開かれた住まいをつくれます。

(4) 環境に配慮し豊かに暮らし続ける

○ヒートアイランド現象の緩和や住宅の冷房効率向上のため、屋上緑化や壁面緑化、敷地緑化などを進めます。

○家庭部門でのCO₂排出量を削減するため、住宅の省エネルギー化を進めます。また、太陽熱温水器の設置など住宅の再生可能エネルギーの導入を進めます。

- 住宅に係る産業廃棄物の排出量削減とともに安心して住み続けられる、長期優良住宅の建設を進めます。
- 環境負荷を低減するため、公共施設の省エネルギー化を進めるとともに再生可能エネルギーを導入します。

(5) 健康に暮らし続ける

①高齢者や障害者が外出しやすいまちにする

- 歩いて楽しく移動しやすいまちとするため、道路および沿道の緑化や緑道の整備などにより景観に配慮した歩行空間を確保するとともに、ユニバーサルデザインによる移動しやすい空間の確保を進めます。
- 誰もが安心して出かけられるよう、街なかに休憩できるベンチ等の設置や多機能型トイレの普及を進めます。

②健康を維持・増進する施設・設備をつくる

- 公園や広場、緑道においては、身近な運動の機会を増やすため、運動施設などの施設を充実させるとともに、健康づくりや介護予防の場としても活用できるよう健康遊具の設置を進めます。
- 緑道など散歩やジョギングができる道や、サイクリングロードなど体力づくりのできる道の整備を進めます。

Ⅲ. 活動・交流の拠点をもつまちをつくる

～基本的な考え方～

- にぎわいのある拠点創出のため、生活拠点ごとに特徴ある街づくりを進めます。また、連続立体交差事業に合わせ、にぎわいを形成し回遊性を高めます。
- 区民に身近な活動・交流の場をつくるため、道路・公園等の公共施設や空き家等の活用、コミュニティの場としての商店街の充実などを進めます。
- 幹線沿道ゾーンや準工業ゾーンにおいては、産業活動を支える土地利用を誘導します。

イメージ図

